

2014年4月24日

「消費者委員会 食品表示部会 第4回栄養表示に関する調査会 資料」
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

全体的なコメント

- ・全般にわたってコーデックスガイドライン（CAC/GL 23-1997）が、参照もしくは引用されており、またこれが栄養強調表示の基準のベースになっている。
- ・であるならば、そのガイドラインのタイトルを含め、該当もしくは関連するセクションの日本語によるテキストが、建設的な議論を行うために、示されるべきであろう。

「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」（Guidelines for use of nutrition and health claims CAC/GL 23-1997）
（http://www.mhlw.go.jp//topics/identshi/codex/06/dl/cac_gl23.pdf）厚生労働省 HP より
- ・事務局提案の方向性、コーデックスガイドラインなどに合わせていくことについては高く評価する。

個別コメント

(5 ページ) : 「栄養強調表示の例」について

- ・例示された食品表示について適切なものか、消費者庁事務局がどのように考えているかを詳しく説明願いたい（例として出すのであれば、具体的な解説もすべき）。

(7 ページ) : 栄養強調表示（含まない旨、低い旨、低減された旨）の基準

- ・「コレステロールの栄養強調表示」について現行、植物油脂であっても、栄養強調表示基準を満たしていれば、コレステロールゼロと表示できる。このことに対する見解をお示し願いたい。

(8 ページ) : 栄養素等表示基準値について

- ・米国においては、消費者が、ある食品に存在する栄養素の量についての情報を解釈する際に、また食品の栄養価を比較する際に2組の基準値(reference values)、Daily Reference Values (DRVs)と Reference Daily Intakes (RDIs)を含む Daily Value (DV)が栄養表示の栄養素を報告するため役立っており、Nutrition Factsにおいて%DVが表示されている（US FDA: Guidance for Industry: A Food Labeling Guide）。

- ・また、コーデックスの栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）のセクション 3.4 において NRV が言及され、またこのガイドラインの Annex において、NRVs を定めるための一般原則が示されている。
- ・8 ページの説明には、「日本の栄養素等表示基準値は、コーデックスの栄養参照量（Nutrition reference Values : NRVs）に相当するものである」とあるが、日本の栄養素等表示基準値はあまりにも認知度が低いうえに、コーデックスの NRVs は日本とは異なり、表示をするための栄養参照量となっている。この違いについてどのように整理していくのか。また、栄養素等表示基準値と NRVs が同じとの説明であれば、用語も同じにしないと混乱するのではないか。

(8 ページ) : 栄養素等表示基準値について

- ・活用についての説明の中で、コーデックスにおいては「栄養強調表示の基準値の設定等に使用されている」と記述されているが、この Annex は、
“NRVs は、消費者が、
1) 個々の製品が全体的、健康的な食物摂取に対する相対的な寄与を推定する上で役立つために、また
2) 製品間で栄養素含量を比較する一つの方法として用いることが出来る。”
と述べている。従って、このような観点から、わが国の NRVs が定められることが重要であろう。
- ・また、栄養素等表示基準値の現在の活用と認知の程度がレビューされるべきであろう。

(9 ページ) : 栄養強調表示の基準値について

- ・【考え方（案）】「栄養素等表示基準値の数値については、2015 年度版の食事摂取基準を踏まえ、本調査会とは別の場で専門家を交えて検討する」とされている。しかし、その 専門家検討会の結果や表示のために NRVs%表示をするのか、米国のように Daily Value (DV) に基づいて%表示するのか 議論をされない限り、消費者にわかりやすく利用可能な栄養表示とはならないであろう。

(11 ページ) : 相対表示の規定について

コーデックス（CAC/GL 23-1997）が引用されているが、不十分な点があるので、以下にコーデックス（CAC/GL 23-1997）の中の比較クレームの規定に関するセクションを示す。

CAC/GL 23-1997 のタイトルは、栄養クレームとヘルスクレームの使用に関するガイドライン（Guidelines for use of nutrition and health claims）である。

この中のセクション 6 が Comparative claims（比較クレーム）である。

- ・CAC/GL 23-1997 においては、compare および comparison の用語が用いられているので、Comparative claims は、相対クレームではなく、比較クレームが適切であろう。

なお、comparative claim に関して、CAC/GL 23-1997 のセクション 2.1.2 において、Nutrient comparative claim の定義が行われている。

Nutrient comparative claim is a claim that compares the nutrient levels and /or energy value of two or more foods.

(Examples: “reduced” ; “less than” ; “fewer” ; “increased” ; “more than” .)

栄養素比較クレームとは、2 つ以上の食品の栄養素レベルおよびエネルギー値を比較するクレームである。

(例：“低減した”；“未満”；“少ない”；“増加した”；“超える”)

なお、クレーム (claim) は、クレームに関する一般的ガイドライン (General Guidelines on claims: CAC/GL 1-1979) のセクション 2. 定義の中で以下のように定義されている。

For the purpose of these guidelines, a claim is any representation which states, suggests or implies that a food has particular characteristics relating to its origin, nutritional properties, nature, production, processing, composition or any other quality.

クレーム (claim) とは、ある食品が、その起源、栄養的性質、本質、生産、加工、成分あるいはその他のすべての性質に関連がある特定の特性を有していると述べる、暗示する、あるいは、ほのめかすすべての表示をいう。

※ 日本では「強調」という表現 (狭い範囲) で使われている。

それゆえ、クレームは、強調する (highlight, emphasize, underline, stress など) ことは勿論のこと、述べる、暗示する、あるいは、ほのめかすことに言及するものである。

6. Comparative claims should be permitted subject to the following conditions and based on the food as sold, taking into account further preparation required for consumption according to the instructions for use on the label:

6. 比較クレームは、以下の条項を条件として認められるべきである、また販売される食品をベースとすべきである、そしてラベル上の使用に関する指示に従った摂取のための更なる調製を考慮に入れるべきである。

6.1 The foods being compared should be different versions of the same food or similar foods. The foods being compared should be clearly identified.

6.1 比較されている食品 (複数) は、同一の食品あるいは類似の食品の異なるバージョンとすべきである。この比較されている食品 (複数) は、明確に確認されるべきである。

6.2 A statement of the amount of difference in energy value or nutrient content should be given. The following information should appear in close proximity to the comparative claim.

6.2 エネルギー値もしくは栄養素含量の差の量についての説明が示されるべきである。以下の情報が、比較クレームにきわめて接近して示されるべきである。

6.2.1 The amount of difference related to the same quantity, expressed as a percentage, fraction, or an absolute amount. Full details of the comparison should be given.

6.2.1 パーセンテージ、割合あるいは絶対量として表現された、同一の量に関する差の量。

6.2.2 The identity of the food(s) to which the food is being compared. The food(s) should be described in such a manner that it (they) can be readily identified by consumers.

6.2.2. 当該食品と比較されている食品（1つ、あるいは複数）の確認。この食品（1つ、あるいは複数）は、この食品（1つ、あるいは複数）が消費者によって容易に確認されるような仕方で説明されるべきである。

6.3.1 For comparative claims about energy or macronutrients and sodium, the comparison should be based on a relative difference of at least 25% in the energy value or the nutrient content respectively between the compared foods and a minimum absolute difference in the energy value or nutrient content equivalent to the figure defined as “low” or as a “source” in the Table to these Guidelines.

6.3.1 エネルギー、またはマクロ栄養素 (macronutrients) とナトリウムについての比較クレームに関しては、比較は、比較される食品間で、それぞれエネルギー値と栄養素含量の少なくとも 25% という相対差、並びに 本ガイドラインの表 中の“低い (low)”として、あるいは“起源 (source)”として定義された数字に等価なエネルギー値あるいは栄養素含量の最小絶対差をベースとすべきである。

※ 注釈：本ガイドラインの表とは栄養素含量クレームの条件についての表（次ページ）である

2つ以上の食品の栄養素レベルおよび/エネルギー値を比較して、例えば：“低減した”；“未満”；“少ない”；“増加した”；“超える”というクレームを、エネルギー、マクロ栄養素およびナトリウムに関して行うためには、2つの条件を満たさねばならない。

- 1) ひとつは、エネルギー値、または栄養素含量が少なくとも 25% という相対差を満たすこと。
- 2) もうひとつは、“低い (low)”として定義された数字に等価なエネルギー値あるいは栄養素含量の最小絶対差をベースとすること（エネルギー、脂肪、飽和脂肪、ナトリウムが該当）。または、“起源 (source)”として定義された数字に等価なエネルギー値あるいは栄養素含量の最小絶対差をベースとすること（たんぱく質、食物繊維が該当）。

栄養素含量クレームの条件についての表

要素	クレーム	条件（超えない）
エネルギー	低い (low)	40 kcal (170 kJ) per 100 g (固体)あるいは 20 kcal (80 kJ) per 100 ml (液体)
	なし (free)	4 kcal per 100 ml (液体)
脂肪	低い (low)	3 g per 100 g (固体) 1.5 g per 100 ml (液体)
	なし (free)	0.5 g per 100 g (固体)あるいは100 ml(液体)
飽和脂肪 ¹	低い (low)	1.5 g per 100g (固体) 0.75 g per 100 ml(液体) および飽和脂肪のエネルギーの10%
	なし (free)	0.1 g per 100 g (固体) 0.1 g per 100 ml(液体)
コレステロール	低い (low)	0.02 g per 100 g (固体) 0.01 g per 100 ml(液体)
	なし (free)	0.005 g per 100 g(固体) 0.005 g per 100 ml(液体)および、 双方のクレームに関して、未満：1.5 g 飽和脂肪 per 100 g(固体) 0.75 g 飽和脂肪 per 100 ml(液体) および飽和脂肪のエネルギーの10%
糖類	なし (free)	0.5 g per 100 g(固体) 0.5 g per 100 ml(液体)
ナトリウム	低い (low)	0.12 g per 100 g
	きわめて低い (very low)	0.04 g per 100 g
	なし (free)	0.005 g per 100 g

要素	クレーム	条件（未満でない）
たんぱく質	起源 (source)	NRV の10% per 100 g(固体) NRV の5% per 100 g(液体) あるいは NRV の5% per 100 kcal (NRV の12% per 1 MJ) あるいは NRV の10% per serving
	高い (high)	“起源 (source)” の値の2倍

¹ 飽和脂肪とコレステロールに関するクレームのケースにおいては、適用される場合にはトランス脂肪が考慮されるべきである。

ビタミンと ミネラル	起源 (source)	NRV の 15% per 100 g(固体) NRV の 7.5% per 100 g(液体) あるいは NRV の 5% per 100 kcal (NRV の 12% per 1 MJ) あるいは NRV の 15% per serving
	高い (high)	“起源 (source)” の値の 2 倍
食物繊維	起源 (source)	3 g per 100 g ² あるいは 1.5 g per 100 kcal あるいは 1 日基準量 (daily reference value) の 10% per serving ³
	高い (high)	6 g per 100 g あるいは 3 g per 100 kcal あるいは 1 日基準量 (daily reference value) の 20% per serving

6.3.2 For comparative claims about micronutrients other than sodium the comparison should be based on a difference of at least 10% of the NRV between the compared foods.

6.3.2 ナトリウム以外のマイクロ栄養素(micronutrients)についての比較クレームに関しては、比較は、比較される食品間で NRV の少なくとも 10%の差をベースとすべきである。

考察：(10%の差をベースとすべきとしても食品量によって判断が異なる)

例：カルシウム含量が 1000 mg per 100 g の固体食品 A とカルシウム含量が 800 mg per 100 g の固体食品 B とを比較する。

なお、カルシウムの NRV は 1000 mg (CAC/GL 2-1985 のセクション 3.4.4.1)

(食品 100 g で比較)

個体食品 A のカルシウム含量は 1000 mg : $1000 \text{ mg}/1000 \text{ mg} \times 100 = \text{NRV の } 100\%$

個体食品 B のカルシウム含量は 800 mg : $800 \text{ mg}/1000 \text{ mg} \times 100 = \text{NRV の } 80\%$

従って NRV の差は 20%

100 g で比較する場合には固体食品 B に対する固体食品 A に関して比較結果は“増加している”である。

(One serving 例えば 20 g で比較)

個体食品 A のカルシウム含量は 200 mg : $200 \text{ mg}/1000 \text{ mg} \times 100 = 20\%$ 、NRV の 20%

個体食品 B のカルシウム含量は 160 mg : $160 \text{ mg}/1000 \text{ mg} \times 100 = 16\%$ 、NRV の 16%

従って NRV の差は 4%

One serving 例えば 20 g で比較する場合には、固体食品 B に対する固体食品 A に関して、比較結果は“差がない”である。

- ・ 従って、ナトリウムを除くマイクロ栄養素の比較クレームに関しては、比較の際に用いる食品量 (上記の例では「食品 100 g」と「One serving 例えば 20 g」) が影響する ということに留意すべき。

² 液体食品中の食物繊維に関する栄養素含量クレームの条件は、国レベルにおいて決定されることになる。

³ Serving size と 1 日基準値 (daily reference value) は、国レベルにおいて決定されることになる。

・それゆえ、11 ページの表において、コーデックス（CAC/GL 23-1997）の説明を以下のように修正すべきである。

- 1) 「コーデックス（CAC/GL 23-1997）」は、“栄養クレームとヘルスクレームの使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）のセクション 6. 比較クレーム” とすべきである。
- 2) 「低減又は強化された旨の表示」は、CAC/GL 23-1997 のセクション 2.1.2 に従って“低減した、未満、少ない、増加した、超える等” にすべきである。セクション 2.1.2 には「強化された」はない。
※ わが国においては、平成 8 年の栄養表示基準創設により、それまでの“栄養強化食品”の規定が栄養表示基準となったため、fortified or enriched food に関連する「強化された」が栄養表示基準において用いられている。
- 3) 「熱量、主要栄養素（たんぱく質、脂質、炭水化物）、ナトリウム」は、“熱量、たんぱく質、脂肪、飽和脂肪、食物繊維、ナトリウム” とすべきである。
- 4) そして、“熱量、たんぱく質、脂肪、飽和脂肪、食物繊維、ナトリウム” は、「含む旨」又は「低い旨」の基準値以上、並びに 25%以上の 2 つの要件を満たす必要があることが説明されるべきである。
- 5) ミクロ栄養素(ナトリウムを除く)に関して、「NRVs の 10%以上（個体と液体の区別なし）」は、“当該または関連の NRVs の 10%以上（個体と液体の区別なし）” とすべきである。
理由：複数の NRVs を考慮しているのではなく、当該の、あるいは関連する、例えばカルシウムの NRV を考慮しているからである（セクション 6.3.2 を参照されたい）。
- 6) ミクロ栄養素(ナトリウムを除く)に関して、「(基準なし)」と記述されているが、「基準なし」ではなく、ナトリウム以外のミクロ栄養素についての比較クレームに関しては、比較は、比較される食品間で NRV の少なくとも 10%の差をベースとすべき。
- 7) 「表示事項」において、「強化」という言葉が用いられているが、上述の理由で適切ではない。「分数」は、フラクション、または分率であろう（原語は fraction）。「相対表示」は比較クレームであろう。ここでは相対ではなく、比較が言及されている。

(11 ページ) : 相対表示の規定について

(注 3) macronutrients (注 4) micronutrients

について分かりやすい説明をつけるべき。

(14 ページ) : 相対表示について③

・新基準案の（ミネラル類（ナトリウムを除く）、ビタミン類）の、「栄養素等表示基準値の 10%以上の絶対差（個体と液体の区別なし）」に関して、この比較においては、食品の量が決定的なパラメーターになるので、食品量についての言及が必要であろう。

(16 ページ) : コーデックスにおける無添加強調表示の規定について

<糖類無添加の規定>について

- ・特に (c) 「その食品が糖類を使用した原材料を含んでいないこと」 および (d) 「その食品が添加糖類の代用として糖類を含む原材料を含んでいないこと」の具体的事例を説明すべき。
- ・(d) の規定で「その食品自体の糖類含有量が原材料に含まれる量を超えて増加しないこと」を、どのようにチェックできるのか。

<ナトリウム塩無添加の規定>について

- ・(c) 「その食品が添加食塩の代用となるようなナトリウム塩を含む原材料を含んでいないこと。これには海草を含むがこれに限定されない」について
- ・括弧内の 2012 年コーデックス食品表示部会 CCFL における日本の意見を組み入れた、ガイドラインの英文テキストが正しく日本語にされるべきであろう。
例えば：(c) 当該食品は、添加された食塩の 代わりにするために用いられる ナトリウム塩を含む原材料を含んでいない、そして、このような原材料には、海草が含まれるが、これに限定されない。
なお、コーデックス食品表示部会 CCFL での議論ではナトリウム塩無添加表示不可の対象とすべきでない主張は理解できるものの、一方コーデックス汚染物質部会 CCCF では海藻中に含まれるヒ素の議論では別のコメントも予想される。従って、この点だけを強調したコメントを敢えて載せる意味合いは低いものではなかろうか。

(18 ページ) : 無添加強調表示の規定について②

【新基準 (案)】コーデックスガイドライン (CAC/GL 23-1997) の規定を適用する。
(現行ルールに代えて、新たに「無添加強調表示」に係る規定を定める。) について

- ・新たなルールでは、「砂糖不使用」であっても「糖類無添加」の規定を満たす必要があるということか。

(20 ページ) : 「0 (ゼロ)」とすることができる規定について

【新基準 (案)】栄養成分の量及び熱量を「0 (ゼロ)」とすることができる規定については、現行どおりとする。について

- ・「現行の栄養表示基準では、規定された分析方法によって得られた当該食品 100g (100ml) 当たりの当該栄養成分の量又は熱量が別表第 2 の第 5 欄に掲げる量に満たない場合は、0 とすることができる。」とあるが、「ゼロと表示する場合は、規定された分析方法によって得られた結果が、別表第 2 の第 5 欄に掲げる量に満たないこと」というような書き方がよいのではないか。

(22 ページ) 新たに強調表示とみなす事項の検討について①

ただし、強調表示の基準を満たさずに色や文字の大きさ等で目立たせた表示は、消費者に強調表示と理解される可能性があるため、強調表示の基準を満たしていないにもかかわらず、このような表示をすることは望ましくない旨をQ & A等で示すこととする。について

- ・商品包材の表面に「カロリー ○ kcal」や「カルシウム △ mg」と、栄養成分表示項目の一部だけを抜き出して表示しているものが流通している実態があるが、ここでいう「このような表示」とはどのようなものを考えているのか。

(23 ページ) : (参考) 平成 25 年度消費者庁調査事業の概要①

- ・このような事業調査報告は一般に公開されているのか。
- ・調査の目的等は消費者委員会の食品表示部会との関係で重要な内容であるが、調査目的、調査計画などについては消費者委員会もしくは消費者庁内のしかるべき検討会で事前審査されたものか。
- ・また調査報告書自体について、消費者庁は適切なレビューなどを行っているのか。

以上